

ZENBUTSU

全仏



No.
513

仏暦2548年11月
[2005年]



(世界遺産：中華人民共和国、雲崗石窟 撮影＝田村 仁氏)

CONTENTS

報告

保険業法の改正と各宗門の共済事業について

憲法改正論議に関する勉強会

天台宗開宗1200年慶讃大法会

パキスタン北部地震で甚大な被害 救援基金へのご協力をお願い

事務総局録事



財団法人 全日本仏教会

Japan Buddhist Federation

世界仏教徒連盟(WFB)日本センター
Japan Regional Center of World Fellowship of Buddhists

保険業法の改正と 各宗門の共済事業について

■顧問弁護士 長谷川 正浩

【保険業法の改正】

保険業法が改正されました。平成十七年四月二十二日に成立、同年五月二十二日に公布されています。公布の翌日から一年以内に施行されることになっています。

この改正により、「保険業」の定義が変わりました。相手方が「不特定の者」のみならず、「特定の者」も保険業に含まれることになったのです（第二条・本文）。

多くの御宗門で行われている「共済事業」は、御宗門に属する寺院や僧侶・寺族が相手であり、全て「特定の者」が相手方です。従って御宗門が行っている「共済事業」は、「不特定の者」だけを相手にしていた「保険業」には該当しませんでした。ところが、今回の改正により「保険業」の定義から「不特定の者を相手方として」という文言が削除されてしまいました。これにより、特定の寺院・僧侶・寺族を相手方としている各御宗門の共済も

「保険業」のなかに取り込まれ、保険業法の規制をうけることになりました。

但し例外が七つあります（法第二条一項二号）。①地方公共団体が住民を相手方として行う共済②会社等がその役員や使用人等を相手方として行うもの③労働組合が組合員等を相手方として行うもの④会社が子会社等を相手方として行うもの⑤学校等が学生・生徒を相手方として行うもの⑥地縁団体がその構成員を相手方として行うもの⑦その他政令で定めるもの、の七つです。

【保険と共済】

保険も共済も「相互救済」を目的としています。私たちは、将来発生するおそれのある危険や事故に対処するため、それぞれ一定の金額を拠出して共同備蓄をし、危険や事故が現実発生した場合、この共同備蓄から一定の給付を行うことによって、安定した生活を持しようとしています。この点では、保険も共済も共通しています。そして、この構成員を不特定の人から

求める場合を「保険」とし、特定の人に限定する場合を「共済」と呼んで、区別していました。ところが、今回の保険業法の改正で、この区別をなくしてしまい、今まで「共済」と呼んで「保険」と区別していた「共済事業」も保険の概念に含まれることにしたのです。

【改訂された理由】

それでは、なぜこのような改正が行われたのでしょうか。

一般に共済の特色は、①構成員が職域的・地域的に限定されていること②構成員が小数で共済金額も見舞金程度の少額であること③募集組織をもたないこと④「給付対反対給付相当の原則」が充分ではないこと⑤構成員が共同連帯意識や情誼の念によって結ばれていることにあるといわれています。ところが、最近共済金額が高額であり、構成員以外の者も利用できたり、共済に入ることを目的として構成員を募集したり、大きな募集組織をもっていたりするものが増えてきました。そして、マルチマがいの勧誘をするものまで現われきました。その結果、国民生活センターに苦情がよせられるようになったのです。

もちろん共済のなかには、農業協同組合や生活協同組合、漁業協同組合といった根拠法があつて、これらによって規制されているものも多くあります。

けれども、根拠法をもたない共済もあり、宗教団体が行っている共済事業は、ほとんど根拠法のない共済と呼ばれるものです。この根拠法のない共済に対する苦情が少なからずあるようです。規制がないため、安易な掛け金や加入の容易性などが消費者ニーズと合致して増加している反面、適切に共済金が支払われるのか、経営が破綻した場合加入者保護は大丈夫か等、その信用性に不安を感じる人が多くなっているためと思われまます。国会議員が関与していた「オレンジ共済」の問題を覚えておられる方も多いと思います。

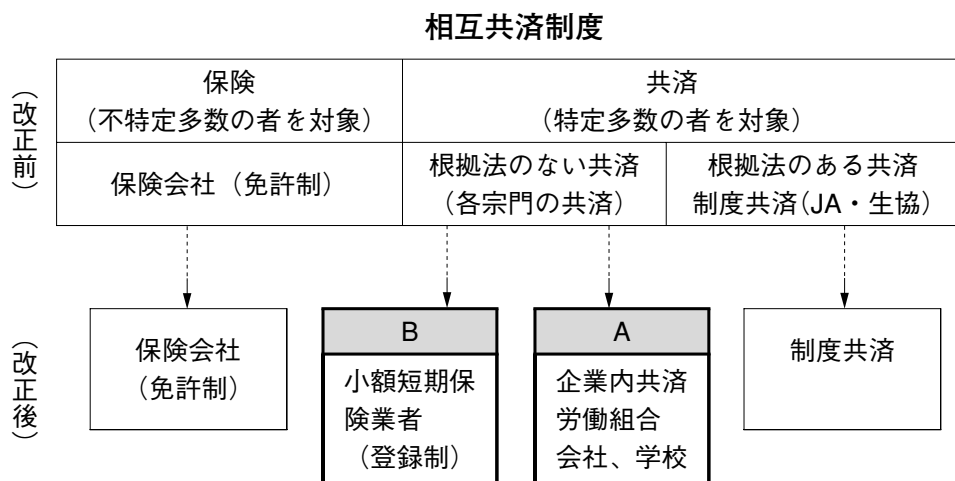
一方、保険業界においては、特定の者を相手方とする共済事業が増えることについて驚異を感じていたようです。不特定の者と呼ばれて特定の集団に加入させ、その加入した者を特定の者と扱って共済事業を行うものまで現われました。こうなると、実質的に不特定の者を相手方とする保険と変わりがなくなることになります。にも拘らず保険は厳しい規制が行われているのに共済はゆるやかというのでは、保険事業は競争に耐えられないと考えたのだと思います。そこで保険業界は近年金融庁に保険業法の改正を働きかけているのです。

しかしながら、今回の改正は、規制

緩和の流れに逆行するもので小泉改革の小さな政府に反するとの批判を免れません。

【各宗門の共済の特徴】

全日本仏教会に加盟の各御宗門の行っている共済事業は、以下のような特徴があります。①構成員が極めて限定されていること。宗派内に限定されているので、相手方にするのは、包括さ



制度共済

(改正後)

保険会社
(免許制)

B

 小額短期保
険業者
(登録制)

A

 企業内共済
労働組
合会、学校

制度共済

注：現在、全日本仏教会は、Aにするよう要請しています。Bになると本文のような規制をうけます。

れている寺院やこの寺院に帰属する僧侶・寺族に限られている。②宗門内に限定されているため、構成員が少ない。③支給される金額も見舞金か、それを上回る程度であり、比較的少額である。④独自の募集組織をもっていない。もちろん勧誘員など存在しない。⑤構成員が一宗内の者に限定されているため、共同連帯・情誼の念によって結ばれている。

これらの特徴は、共済の一般的特色を示すものといえます。従って、既存の保険会社と競合するようなものではないと見做し、宗門の共済事業について国民センター等に苦情が届いたという情報も寡聞^{かみん}して知りません。

【適用除外の要請】

全日本仏教会の加盟団体がやっている共済事業は、いずれも半世紀以上の歴史をもち、長い間蓄積されたノウハウを用いて運営されてきました。不特定の者が加入する余地はありません。従って「悪質な共済だ」との批判をうける内容にはほど遠いものです。また、宗門が行っているため、経営

が破綻するということも考えられませんが、

金融庁は、平成十七年八月十二日付で「保険業法令、同施行規則の改正案の骨子(案)」を公表するとともに、同年九月二十二日を締切りとして、各界からの意見を求めました。

全日本仏教会では、包括宗教団体が行う被包括宗教法人やこれに所属する僧侶・寺族等を相手方とする共済については、改正された保険業法第二条二号に基づいて、政令によって「保険業」から除外するよう、金融庁総務企画局企画課保険企画室に要請したので、各御宗門でも同時に同じような要請を直接右の企画室へ行われたと聞いております。

【今後の動向】

金融庁では、宗教法人だけでなく、関係各界からの要請をうけて、新しい骨子案を作成し、改めてパブリックコメントを求める予定です。

これによって是非とも包括宗教法人が行う「共済事業」を「保険業」から除外するようにしなければなりません。図のAの方向です。

万一除外されなかったらどうなるのでしょうか。除外されない場合は、保険業法の改正で新たに設けられた「小額短期保険業者」として登録することになります。図のBの方向です。ところ

が、株式会社や相互会社でない場合とか、一定の額に満たないときなどは、登録を拒否される場合があります(二七二条・二七二条4)。また、責任準備金の積立てとか(二七二条18で準備する一六条) 供託の義務づけ(二七二条5)、兼業や資産運用の規制(二七二条11)、情報を開示すること(二七二条17が準備する一一条)、内閣総理大臣に業務の状況を報告したり、資料を提出したり、立入検査をうけた(二七二条22、二七二条28)、募集人数登録を行ったといった規制(二七六条・二九四条・三〇〇条・三〇五条・三〇六条)をうけることとなります。

現在、御宗門が行っている共済事業は、特定保険業と呼ばれることになりました。施工日から起算して六ヶ月以内に特定保険業として、内閣総理大臣に届け出(法附則三條で、施工日から二年間は、引き続き特定保険業となつた共済事業を行うことができます。(法附則二条)。この場合は、小額短期保険業者とみなされます(法附則四条)。

全日本仏教会やその加盟の御宗門は、図Aを金融庁に強く要望しているところです。これが容れられないとBの小額短期保険業にされて、色々な規制をうけることとなりますので、頑張つてAの方向にもっていききたいものです。

本会三委員会合同

「憲法改正論議に関する勉強会」

十月十二日、浄土真宗本願寺派宗務総合庁舎を会場に、「憲法改正論議について」の勉強会を開催した。

本会理事長より諮問を受けた同和委員会、信教の自由に関する委員会、国際委員会の各委員と主な教団の研究所から、三十一名が出席した。今回の勉強会は、憲法改正論議について識者を招いて、広く勉強することと意見交換を目的としたものである。奈良慈徹社会部長が開会を宣し、齋藤明聖事務総長を導師に三帰依文



講演する大石眞京都大学大学院教授

を唱和。続いて開催趣旨と講師紹介を兼ねて挨拶を行った。

はじめに講師の大石眞^{まこと}京都大学大学院教授は、「憲法改正論議への視点」と題し、最近の憲法改正試案と問題要点、日本憲法の制定過程、基本原理、憲法附属法（国会法、内閣法、国家行政組織法、地方自治法等の法規）、憲法の性格・内容・条項の規定、憲法改正と改革や改正手続きなどについて簡潔にして平易に講演された。

続いて児玉暁洋真宗大谷派元教学研究



講演する児玉暁洋真宗大谷派元教学研究



究所長が、「あなたは、主権者として日本国をどんな国にしたいのか?」と題し、念仏者として日本国が地獄(戦争)・餓鬼(貧困)・畜生(恐怖)の無い国であることを希求。また、聖徳太子の十七条憲法の精神を持って平和を大切にする法治国家であること。さらに現代世界から殺し合いの連鎖を如何にして断ち、銃を持たない民主主義の国となるような「プラス改憲」の考えを語った。

次に講師の大石氏と児玉師、長谷川正浩顧問弁護士によるデイスカッションと質疑応答を行った。

はじめに、大石氏は、戦後の日本の繁栄がもたらされた背景に、九条堅持の立場からは護憲を主張する人たちと、

自衛隊・安保の立場で憲法改正を主張する人たちに分けられると述べた。

児玉氏は、国という概念によって違いを述べ、十九世紀当時の国家主義からは、国益という概念から戦争行為は致し方ない。六十年前の戦争、殊に広島原爆を経験した栗原貞子氏の詩を紹介して、戦争、被爆、人の死の悲惨さを述べられ、世界そして日本の平和を犯すことのない憲法を望むと述べた。

参加者からの質疑応答では、憲法改正に対する各講師の私見について質問があり、憲法の解釈がさまざまにされている状況において、「現在の憲法を変える必要があるのか」という間に、大石氏は、政党条項、緊急事態対応、予算成立の規定、国民票決の規定等を新たに加える必要が有ると述べた。また、九条だけで判断せずに他の条項を加えることで憲法のリフォームを行うべきである。憲法にも耐用年数があり、何を加えるか、いつまでに行うかなどの目標を定める必要があると述べた。児玉師は、現在の第九条の内容を第一条に変更してほしい。マイナス改憲とは、戦争のできる普通の国になるとだと述べた。

天台宗開宗一二〇〇年慶讃大法会 根本中堂で開闢法要を厳修

天台宗は、平成十八年一月に開宗一二〇〇年を迎える。天台宗開宗一二〇〇年慶讃大法会の開闢法要を十月一日、比叡山延暦寺根本中堂で厳修した。さらに慶讃大法要は、三十一日までの一ヶ月間、天台宗諸団体はじめ有縁の仏教教団が法要を執り行い、また、日本の伝統芸能も奉納される。

天台宗では開宗一二〇〇年にむけて、平成十五年より、「あなたの中の仏に会いに」をスローガンに、檀信徒総授戒・総登山運動や「アジア仏教者の対話集会」、京都国立博物館での特別展（十一月二十日まで）等を行い、慶讃



比叡山延暦寺根本中堂で行われた開闢法要

大法要は最大の行事である。

開闢大法要は、渡邊惠進座主を大導師に全国各教区の天台宗僧侶百名が式衆を務め「百僧百味供法要」を厳修。

はじめに、式衆が書院から会場の根本中堂までお練りし、百味奉納では檀信徒ら百名が十種類の農作物や果物を宝前に奉納、式衆の散華の後、渡邊座主が表白文を奉読。

法要終了後、西郊良光宗務総長は「今後の千三百年、千四百年に向かって、天台の法灯を伝えていきたい」と挨拶した。

また、午後から大講堂前に設置された舞台上で玄清流による玄清琵琶、陸奥教区毛越寺による延年の舞、瀬戸内寂聴師作・茂山一門による居眠り大黒などの伝統芸能が奉納された。

* * *

本会加盟の諸団体から、念法真教、孝道教団、浄土真宗本願寺派、高野山真言宗、曹洞宗、天台眞盛宗、天台宗門宗、融通念佛宗、浄土宗、日蓮宗、聖観音宗、時宗、真宗大谷派、和宗、金峯山修験本宗や南都諸大寺、臨済宗黄檗宗連合各派合議所などが延暦寺に集い法要を執り行う。

第51回長野県 仏教徒諏訪大会

十月十四日、長野県岡谷市文化会館カラノホールで第五十一回長野県仏教徒諏訪大会が「慈悲ー思いやりの心を育てようー」をテーマに開催された。

はじめに、三婦依文を琴の音とともにに唱和し、四弘誓願を県内の「千の会」合唱団が合唱。続いての献灯献花では、たちばな幼稚園園児が宝前にお花を奉納し、場内は園児たちの愛らしい仕草に、感動の声がもれた。

式典では、本大会実行委員会委員長の滝英正諏訪仏教福田会会長、大会会長の小松玄澄長野県仏教会会長（本会副会長・善光寺大勧進貫主）が挨拶し、続いて、本会藤井日光会長の祝辞を齋藤明聖本会事務総長が代読した。

記念講演では、大野雅子氏（北島音楽事務所社長）が記念公演を行った。

閉会式では、大会宣言として、一、生かされていることに感謝し慈悲の心で互いに助け合ひましょう。一、いのちの尊さに目覚め、人のいのちも、全てのいのちも大切にしましょう。と林市藏同会総代会会長が宣言された。

県内各地から多くの仏教徒が参集し盛会であった。次年度は松代仏教会が中心となり開催する予定。

第28回 埼玉県佛教徒大会

十月十四日、埼玉県本所市市民文化会館で、埼玉県佛教会主催の第二十八回埼玉県佛教徒大会が「報恩感謝ー心を耕してみませんかー」と題し、五百余名の参加を得て開催された。

はじめに、本所市・長光寺幼稚園児による献灯献花が行われ、酒井文雄埼玉県佛教会会長を導師に同会役職者を式衆に法要が厳修された。

式典では来賓紹介の後、酒井会長が主催者を代表し、人間関係の希薄な現代こそ今回のテーマである報恩感謝が必要と挨拶した。続いて、来賓代表の藤井日光本会会長の祝辞を奈良慈徹社会部長が代読した。

記念講演では、教育カウンセラーの富田富士也氏が「人々の悩みや苦しみに向きあう『開かれたお寺』をめざしてレッツゴー」と題し、人のいのちの大切さを八十五分に亘り熱弁した。会場の参加者と一緒に童謡を歌ったり、隣の方とのジャンケンなど参加者の気持ちを和らいだひとときであった。

また、昼食後、記念公演として大本山増上寺雅楽会の「雅楽」が演奏された。

差別戒名物故者に対する

追善法要と研修会が開催される

曹洞宗被差別戒名物故者追善供養会と研修会が、九月十六日大本山永平寺法堂で行われた。

宮崎奕保永平寺貫首を導師に法要が営まれ、有田恵宗事務総長はじめ内局・部落解放同盟中央本部・各県連代表・関係者が参列した。

また、九月十三・十四日、浄土宗差別戒名物故者追善法要と人権研修会が青森県内で行われた。

十三日は、正覚寺で法要に先立ち、袖山榮眞師（長野市差別戒名対策委員会会長）が「平等の原点」と題し講演。引き続き福岡照純総務局長が導師を務め、法要が執り行われた。

十四日は、青森ワシントンホテルで研修会が行われ、藤崎陸安氏（全国ハンセン病療養所入所者協議会中央執行委員会）が「ハンセン病の歴史と人権」と題し講演した。今後の課題としてハンセン病に対する社会の偏見と差別の解消、家族の市民権の獲得。市民との共存ができる療養所への変貌が述べられた。次に、福西征子氏（国立療養所松丘保養園園長）が「ハンセン病その治療と治癒」と題し講演した。

「同宗連」主催

教団行政責任者研修会

十月七日、京都センチュリーホテルで「同宗連」主催の教団行政責任者研修会が行われた。

講師に組坂繁之氏（部落解放同盟中央執行委員長）を迎え、「これからの部落解放運動―部落解放運動再建から六十年」と題し講演が行われた。組坂氏は、部落差別との出会いやなぜ寝た子を起すことが大事か、故上杉佐一郎前委員長との出会い、結婚差別事件の糾弾闘争から学んだこと、水平社宣言を世界へそして、「人権の二十一世紀」実現にむけた部落解放運動の役割等を語った。

また、人権救済制度の確立に向けて、「人権侵害救済法」の早期制定を訴え、同時に差別事件の実態と取り組みへの課題や反差別国際連帯活動の発展を強く訴えた。

続いて、講師の渡辺千賀子氏（ソプラノ歌手）が、「私のできるることから」と題し、「竹田の子守歌」や自身で作詞した「耳をすまして」を歌いながら歌詞に込めた想いを語った。

加盟教団・協賛団体担当責任者、約六十名が参加した。

仏教懇話会

本会推薦国会議員との懇談朝食会

本会は、十月二十七日、二十八日の両日、赤坂プリンスホテルを会場に、衆議院・参議院の国会議員との仏教懇話会を予定している。

九月に行われた衆議院議員選挙で本会推薦で当選された各氏や参議院議員を招いて、加盟団体の各宗派・都道府県仏教会・仏教団体の代表者へ参加を呼びかけた。

この会は、本年の二月に懇談朝食会として行われたが、今回「仏教懇話会」と名称を改め、菩提寺の住職と檀家という関係をより意識してもらえ、ことを重視している。

二十七日は自由民主党と、二十八日は民主党に所属する議員各氏と行い、総数百余名が出席を予定。

両日とも午前八時開会し、里見達人理事長、両党の出席者代表の挨拶の後、奈良康明駒澤大学総長が仏教について法話を行い、議員各氏に対し、日頃の国会本会議や各委員会等ですり減った心に仏教の柔らかな精神が染み渡ればと考えている。

本会では、「仏教懇話会」を今後も継続して開催していく予定。

より良い葬儀にむけて

昨今、葬儀に関する報道が多く見受けられる。本来、厳粛であるはずの葬儀が、伝統的な価値観の薄まり、簡略化や宗教離れといった問題、葬儀費用や布施といった金銭的問題も大きく取り上げられている。

十月十六日の東京新聞朝刊の生活図鑑では、葬儀の費用と題した記事が掲載されている。記事中にはお布施について「お寺の論理ではサービスや商品への対価ではなく、無税のお布施となるため正式な料金表は存在しません」とある。この記述からも一般の考え方と寺院との間に大きな開きがある。

本会では、六月十五日に葬儀業界の葬祭ディレクター技能審査協会との懇親会に於て、率直な意見交換を行い、檀信徒・問信徒がより良い葬儀を行えるよう今後仏教界と葬儀業者双方の交流をもつことが確認されている。

十月二十日には、全日本葬祭業協同組合連合会が、東京プリンスホテルで五十周年を記念する東京大会を開催する。来賓として里見達人理事長が出席を予定。今後は仏教界と葬儀業界の事務局が会合を持ち、相互の意見と相互の協力の可能性を探っていく。

宗団法人の税務に関する 要望書を提出

本会では、自由民主党の平成十八年度税制改正の審議にあたり、宗団法人の税務に関する要望書を自由民主党の政務調査会・税務調査会へ提出した。

【要望事項】

- 一、宗団法人に対して原則課税導入を断固反対する
 - 二、宗団法人の預貯金等より生ずる利子に対する非課税制度の堅持
 - 三、宗団法人の営む収益事業の範囲の不拡大
 - 四、宗団法人の営む収益事業に対する法人税率の引き下げおよび損金算入限度額の引き上げ
 - 五、宗団法人の収支計算書提出制度（租税特別措置法第六十八条の六）の廃止
- 自由民主党より、関係各省庁により12月初旬の答申に反映される。

無料法律 相談室

長谷川正浩顧問弁護士による、無料法律相談を毎月第二、第四木曜日の午後開催しております。本会事務局03(3437)9275へ事前予約の上おいで下さい。

事務総局録事

九月（十一～三十日）

- 十二日▼事務総局局内会議
- 十三日▼浄土宗差別戒名追善法要参列
- 十四日▼浄土宗人権研修会出席
- 十五日▼財団創立五〇周年記念事業に関する打合せ

▼谷垣財務大臣来局

- 十六日▼曹洞宗被差別戒名追善法要参列
- 十八日▼浄土真宗本願寺派・千鳥ヶ淵全戦没者追悼法要参列
- 十九日▼網野義紘本会理事（聖観音宗）葬儀参列
- 二十二日▼法律相談室
- 二十七日▼仏教NGOネットワーク（BNN）企画委員会出席
- 二十九～三十日▼日宗連幹事研修会

十月（一～十四日）

- 三日▼事務総局局内会議
- 四日▼広報勉強会
- ▼岩本昭典元本会組織部長葬儀参列
- 六日▼中華民国九十四年国慶祝会出席
- 七日▼「同宗連」教団行政責任者研修会出席
- 十二日▼憲法改正論議に関する三委員会合同勉強会

十三日▼同和委員会

- ▼国際仏教興隆協会役員会出席
- 十四日▼長野県仏教徒諏訪大会出席
- ▼埼玉県佛教徒大会出席

人事

- 就任
 - 守山雄順（聖観音宗）
- 理事
 - 高木貞欽（時宗）
 - 関崎幸孝（真宗大谷派）
 - 平田真純（聖観音宗）
- 評議員
 - 白木悦順（時宗）
 - 下谷泰史（真宗大谷派）
 - 守山雄順（聖観音宗）
- 退任
 - 評議員

◆今月の表紙について◆

【雲崗石窟】

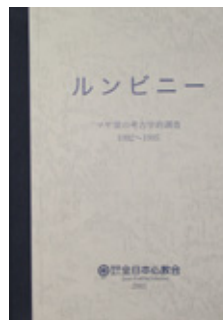
中国山西省大同の西二〇キロにある東西一キロにわたる約四十窟の石窟寺院。現在は石仏寺と呼ばれ、四六〇年に北魏の沙門統である曇曜が武周川の断崖に開いた「曇曜五窟」にはじまります。その後、巨大な石窟寺院が十五座開かれ雲崗期（四六〇～四九三年）と呼ばれる仏教彫刻史上の一時期を形成しました。ガンダーラやグプタ朝様式の影響が色濃く、ギリシャ様式の唐草模様等の西方起源の意匠も凝らされています。

哀悼

網野義紘師（本会理事）

九月十五日遷化 六十四歳
聖観音宗浅草寺金蔵院住職

マヤ堂考古学的調査報告書と ルンビニー園復興事業の歩み



『ルンビニーマヤ堂の考古学的調査 1982～1985』
A 4版上製箱入り 本文245頁
一冊 10,000円(税込)

マヤ堂の考古学的考察を中心とし、新たな発掘調査の結果を踏まえ、アシヨーカー石柱碑文の新解釈を論述し、遺構および出土遺物の図版等が豊富に収録されています。



『ルンビニー園復興事業の歩み』
A 4版 無線綴じ 本文144頁
一冊 1,000円(税込)

仏教文化史的視点から釈尊生誕の地ルンビニーの持つ意味と、本会が二十有余年に亘り取り組んできた事業の道程を詳述しました。

【申し込み】

FAX 〇三(三四三七)三二六〇
全日本仏教会 国際文化部

救援基金へのご協力のお願い

パキスタン北部地震で甚大な被害

パキスタン北部で十月八日発生した地震の死者数は、同国内で約二万三千人(十月十二日付)が確認され、最終的に四万人を越す可能性が強まっています。また、インドに於ける犠牲者も千人にのぼる可能性があります。

日本政府をはじめ各国の救助隊が現地で倒壊した家屋など捜索をはじめておりますが、発生から五日を迎え食糧も届かず、被災地の一部では略奪が起きていると報じられています。現地では多くの被災者の方々が救援を待っている状況にあります。



パキスタンのガリハビブラにある学校の様子
(写真提供: SV A)

本会は、国内外に於ける災害救

援や人道的支援等に対し、緊急且つ迅速な対応をすべく「救援基金」を常時開設しております。今回の災害に対して「救援基金」より、十月十八日にパキスタン大使館、仏教NGOネットワーク(BNN)へ、各百万円を寄託いたしました。

さらなる支援の為、加盟団体、各ご寺院および檀信徒・門信徒の皆さまの温かい浄財を引き続き、左記口座までお寄せ頂ければ幸いです。

また、BNN加盟のシャンティ国際ボランティア会(SVA)は、アフガニスタン事務所から現地へ二名を派遣し、被災状況を確認し、具体的な支援を検討する。復興支援は、およそ六ヶ月の日程で行いたいとの連絡がありました。

記

郵便振替口座
口座名義 全日本仏教会救援基金
口座番号
〇〇一三〇—九一七〇四八三四
お問い合わせ
財団法人 全日本仏教会事務局

個人情報保護に関する研修会 講演録頒布のご案内

講師に長谷川正浩師(顧問弁護士)、清水勉氏(日本弁護士連合会・情報問題対策委員会副委員長)、井上文夫氏(日本テンプレヴァン株式会社代表取締役)、松尾徹裕師(曹洞宗宗務庁人事部文書課課長)の4名を迎えそれぞれの立場でお話いたしました講演録で、資料・Q&Aも充実。
—申込み—: 本会事務局まで



A5版 132頁 1部 800円(税込)

(財)日本宗教連盟主催 第2回「宗教と生命倫理シンポジウム」のご案内 ●「いま、臓器移植法改正問題を考える」(仮)

脳死・臓器移植についての本人意志確認、脳死判定のあり方、15歳以下への移植など臓器移植法改正の問題点を探り、脳死・臓器移植が現代人につきつけている諸問題について考察いたします。
開催日: 11月30日(水)13:30~16:30
会場: 築地本願寺・第2伝道会館(東京都中央区築地3-15-1)
内容: コーディネーター 島蘭進氏(東京大学教授・日本宗教連盟理事)
パネラー 河野太郎氏(衆議院議員)
小松美彦氏(東京海洋大学教授)他
参加費: 無料 定員200名
申込み: 10月20日までに本会事務局宛にFAXでお申し込み

事務所お休みのお知らせ:

11月16・17日全日本仏教会議滋賀大会開催の為、事務所はお休みさせていただきます。

各地からご参加をお待ちしております 第39回

全日本仏教徒会議滋賀大会開催のご案内 ●「出会い 縁を生き、伝えるわれら」



【11月16日】 大津プリンスホテル
・開会式: 午後1時30分~
・分科会: 午後2時~①「いのち取り巻く環境」
②「仏教徒による国際貢献」
③「仏教にみる男女社会参画について」
④「現代の政治を考える」
・加盟団体代表者会議: 午後2時~
・交流親睦の夕べ: 午後6時30分~
【11月17日】 滋賀県立芸術劇場 琵琶湖ホール
・記念式典: 午前10時~
・記念講演: 西川きよし氏(元参議院議員)
「福祉は我が家から」
【参加費】 2,000円 ※交流親睦の夕べ参加費は7,000円
【参加対象】 寺院僧侶および檀信徒各位、一般の方々
—申込みおよび問い合わせ—
第39回全日本仏教徒会議滋賀大会事務局
TEL 077(578)0013 FAX 077(578)3418